

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

近年、持続可能な開発目標（SDGs）のもと、環境・社会・経済における様々な課題の同時解決や地球温暖化の進行抑制に向けた脱炭素化に関し、世界的な共通認識の確立が進んでいる。

君津市では、令和3（2021）年9月に「環境グリーン都市宣言」を行い、市民・事業者・市の「オール君津」の取組により令和32（2050）年までにカーボンニュートラルを達成しつつ、環境と経済が調和した環境グリーン都市を目指すこととした。また、令和4（2022）年度から開始した新しい「君津市総合計画」では、SDGsの視点をもとに、施策の柱の1つとして「経済と環境が調和したまち」を掲げ、生活環境・自然環境の保全と併せ、循環型社会・脱炭素社会の形成に向けて取り組むことを示した。

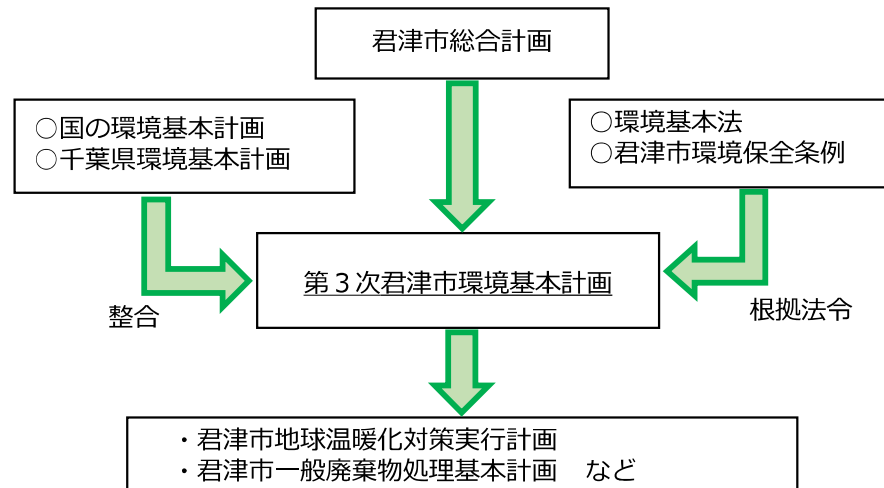
これらを踏まえて、豊かな自然と水に恵まれた君津市の環境を保全し、将来に引き継ぐ環境づくりを地域全体で着実に推進していくため、本計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、環境基本法第7条及び君津市環境保全条例第8条に基づき、市の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。

また、市の環境政策におけるマスタープランであり、君津市総合計画に即し、地球温暖化対策実行計画及び一般廃棄物処理基本計画等の関連計画と整合するものとする。

■計画の位置づけ



3. 計画の区域

計画の対象区域は君津市全域とする。

4. 計画期間

計画の期間は、長期的な将来を見据えて当面の目標を設定することから、令和6（2024）年度～令和15（2033）年度の10年間とする。

ただし、計画の進捗状況、総合計画をはじめとする関連計画の見直し、社会情勢・市の環境の変化などの状況に応じて適宜見直しを行う。



第2章 環境の現状と課題（1）

1. 環境を取り巻く社会動向（抜粋）

（1）持続可能な開発目標（SDGs）と環境施策

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて掲げられた国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴール・169のターゲットから構成されている。国の「第五次環境基本計画」（平成30（2018）年4月閣議決定）では、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を図るべく、分野横断的な重点戦略を設定するとともに、「地域循環共生圏」の創造を目指している。

君津市は、令和4（2022）年3月にSDGsの視点を踏まえて「君津市総合計画」を策定し、将来に引き継ぐ環境づくりを地域全体で進めるため、環境保全や循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた取組を推進している。

（2）地球環境（脱炭素社会）

「パリ協定」（平成27（2015）年COP21）や「1.5℃特別報告書」（平成30（2018）年IPCC）を受け、令和2（2020）年に、国は、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で46%削減することを目指すとした。

君津市では、令和3（2021）年9月に「環境グリーン都市宣言」を行った。令和5（2023）年8月に策定した「第5次君津市地球温暖化対策実行計画」では、令和12（2030）年度までに、鉄鋼関連企業を除く市内全域の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で46%削減（※鉄鋼関連企業は30%削減）するとともに、市の事務・事業に係る温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で70%削減することを目指している。

また、近年、デジタル技術を活用して人々の生活をより良い方向に変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）の動きが活発になっている。環境分野に関しても、デジタル化による紙の使用削減、テレワークや行政手続きのオンライン化による移動に伴う温室効果ガス排出量の削減等、全国で様々な取組が進められている。君津市においては、令和4（2022）年3月に、「君津市DX推進計画」を策定している。

（3）循環型社会

令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、都道府県や市町村においては、取組の推進が求められている。

君津市では、令和6（2024）年3月に、「食品ロス削減推進計画」を包含した新たな「一般廃棄物処理基本計画」を策定する予定である。

（4）自然環境

令和4（2022）年12月に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」においては、「2030年ターゲット」に、陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域等として保全する目標が含まれており、これを「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」という。国は「生物多様性国家戦略2023-2030」（令和5（2023）年閣議決定）の中で、「30by30目標」の達成を指標とした取組を強化するとしており、令和5（2023）年4月からは、企業の森や社寺林など、民間の取組によって生物多様性の保全が図られる区域を「自然共生サイト」として認定する制度を開始している。令和5年（2023）年10月に行われた初めての環境大臣認定においては、君津市内の事業場1か所（馬登地先）が「自然共生サイト」に認定された。

（5）環境教育

持続可能な社会の実現を目指して行う学習・教育活動を「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」という。令和元年（2019）12月に採択された国際的な実施枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」は、ESDの強化とSDGs目標の実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指すものである。国や千葉県では、「ESD for 2030」を踏まえ、ESDに関する計画を策定し、環境学習等の推進に関する基本的な考え方と施策を定めている。

第2章 環境の現状と課題（2）

2. 君津市の環境の現状と課題

（1）君津市の特性

①自然的条件

・位置（抜粋）

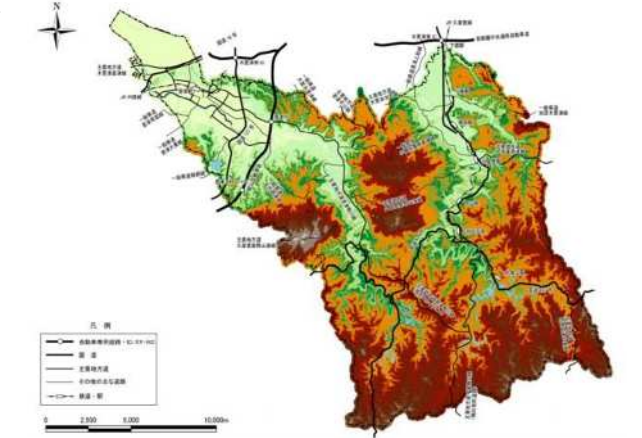
本市は、房総半島のほぼ中央に位置し、東京湾に面した北西部には、世界に誇る製鉄所と整然と区画された市街地が広がり、内陸部には、豊かな自然や肥沃な農耕台地が広がっている。

・地勢（抜粋）

市域の面積は県下第2位の約319km²で、その周囲は約118kmに及ぶ。北部の台地では木更津市と広く境を接し、東部は清澄山系で市原市、大多喜町、鴨川市と、西部は三舟山、鹿野山、高宕山系で富津市と接する。その間に小糸川・小櫃川の沖積地が広がり、肥沃な農耕地帯を形成している。
※ほか、気象条件・河川状況・土地利用状況を掲載予定。



■君津市の地形条件



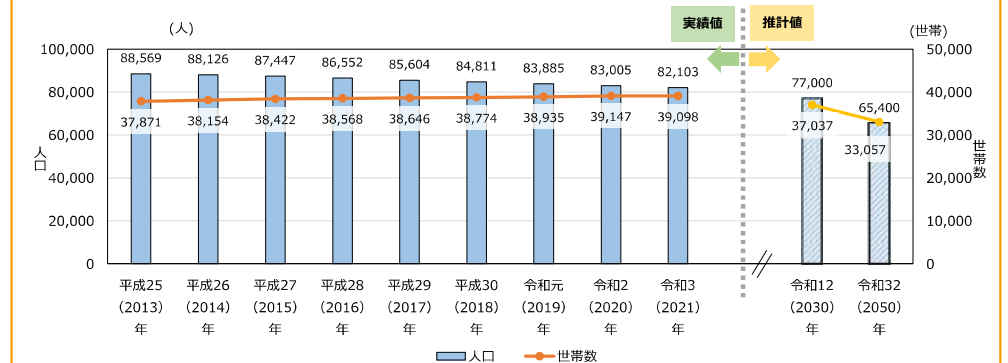
②社会的条件

・人口（抜粋）

本市の人口は平成7（1995）年以降減少傾向にあり、人口規模の縮小が予測されている。

※ほか、産業構造について掲載予定。

■人口・世帯数の推移



第2章 環境の現状と課題（3）

（2）君津市の環境

①地球環境

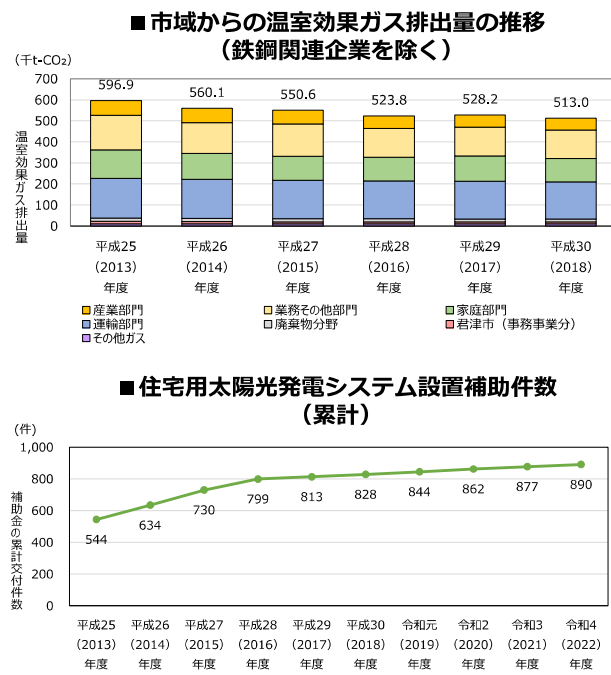
【現状】

鉄鋼関連企業を除く市域からの温室効果ガス排出量・市の事務事業に係る温室効果ガス排出量は平成25（2013）年度と比較して減少傾向にある。

公共施設においては、省エネ設備の導入や君津市環境マネジメントシステムによる環境負荷の低減を進めており、市民に対しては、太陽光発電システムをはじめとする家庭用省エネ・再エネ設備等の設置に関する補助を行っている。

【課題】

令和32（2050）年のカーボンニュートラル達成に向けて、「第5次君津市地球温暖化対策実行計画」（令和5年（2023）8月策定）の新たな削減目標等を踏まえ、市民・事業者・市が一体となって温室効果ガスの排出量削減に取り組むため、公共施設における省エネ設備導入の推進、家庭用省エネ・再エネ設備導入補助制度の一層の拡充及び普及啓発が必要である。また、近年、県内外においても大雨等による被害が確認されていることから、「第5次君津市地球温暖化対策実行計画」に基づき、気候変動影響への適応策を推進することが求められる。



②生活環境

【現状】

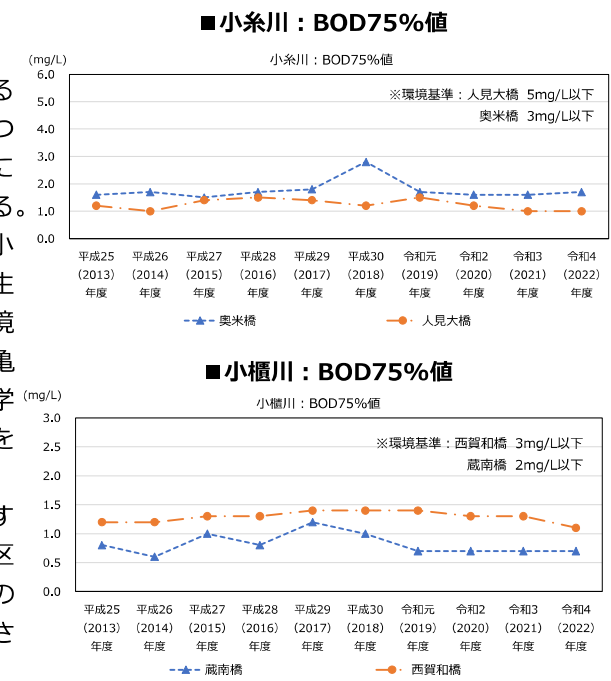
大気汚染に係る各項目は、概ね環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては全国の他都市と同様に環境基準未達成が続いている。

水質について、小糸川・小櫃川では全地点でBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準を達成している一方、亀山湖や海域ではCOD（化学的酸素要求量）の環境基準を達成していない地点がある。

なお、水環境に関し特筆すべき事項として、久留里地区の湧水が県内で唯一、国の「平成の名水百選」に認定されていることが挙げられる。

工場騒音、航空機騒音、山砂輸送に係る沿道の自動車騒音・道路交通振動については、環境基準等を達成している。

臨海部事業場、山砂採取場、残土事業場、産業廃棄物最終処分場に関しては、立入調査や巡回により監視を行い、必要に応じて指導している。



第2章 環境の現状と課題（4）

不法投棄・環境美化については、環境監視員及び不法投棄監視員によるパトロール、監視カメラの設置、不法投棄確認場所を記載した地図のホームページでの公開、散乱ごみ一掃クリーン作戦の実施、環境美化活動を通じた環境美化推進ボランティアの育成等を行っている。

また、空き地の適正管理の啓発を図るため、広報等による市民への周知や、苦情があった空き地等に対する指導を実施している。

空き家については、発生の予防と適切な管理、法律や条例に基づく措置、流通・利活用の促進を行っている。

さらに、市内広域にわたって有害鳥獣による農作物や林地への被害が確認されており、対策として有害鳥獣の捕獲・防護柵の設置等を行っている。

【課題】

大気汚染、水質汚濁・地下水汚染、騒音・振動・悪臭・地盤沈下に係る各種項目について継続的な調査等を実施する必要がある。

また、臨海部事業場、山砂採取場、残土事業場、産業廃棄物最終処分場については、監視を継続して適切な対応をとる必要があるほか、金属スクラップヤードについて、県と連携した対策が求められる。

空き家対策については、発生の抑制、利活用・不動産市場への流通、適切な管理の促進が重要である。

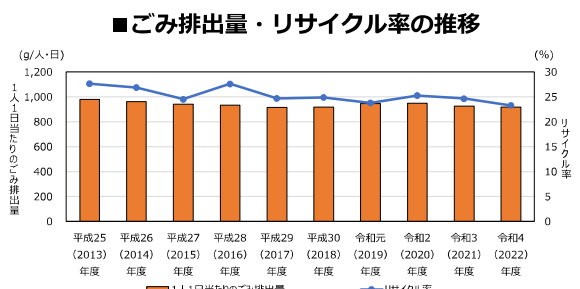
有害鳥獣対策については、君津市鳥獣被害防止計画等に基づき、捕獲体制の強化や効果的な防護柵の設置等を行う必要がある。

市民アンケート及びタウンミーティングの結果を踏まえると、公共用水域の調査や事業場の排水の監視、不法投棄対策の継続、暮らしやすいまちづくりや良好な景観の維持が求められる。

③循環型社会

【現状】

1人1日当たりのごみ排出量は改善傾向にある一方、リサイクル率は低下傾向にある。ごみは19品目に分けて収集し、再資源化に努めるとともに、関係施策として、生ごみを減量・肥料化するための容器に関する購入費用の助成や適正なごみ排出に関する情報発信等を行っている。



市民アンケートでは、この数年から10年程度の間の周辺環境における廃棄物の状況について「変わらない」との回答が多い一方、タウンミーティングでは「ごみの適正排出」に関する意見が多く寄せられている。また、事業者アンケートでは、「事業所として関心を持っているもの」として「ごみを減らす・資源を大切に使うこと」との回答が最も多く、6割を占めている。

君津地域4市（君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市）は、一般廃棄物について、直接溶融・資源化システムによる広域処理を行っている。現施設は令和9（2027）年3月で稼働終了となり、同年4月より、安房地域2市1町（鴨川市、南房総市、鋸南町）を加えた7自治体による広域廃棄物処理施設が稼働する予定である。

【課題】

市民・事業者・市が一体となって、更なるごみの減量化・再資源化に取り組む必要があるほか、新法の施行に伴うプラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取組の推進、適正なごみの排出や減量化・再資源化に関する情報発信に努める必要がある。

第2章 環境の現状と課題（5）

④自然環境

【現状】

山砂採取場への立入調査を実施し、植樹及び樹木保全に関する確認・指導を行っているほか、動植物の生息・生育環境に関する情報の提供、野生動植物の保護に関する市民意識の向上に向けた取組、保存樹木の指定の推進・維持管理支援、事業所との緑化協定の締結による緑化の推進を行っている。

市民アンケート及びタウンミーティングでは、山林や里山、農地などの自然を大切に、将来に引き継ぎたいといった意見が多く出ている。

【課題】

今後も、山砂採取場への立入調査・指導、生物多様性や自然保護についての情報発信・イベントの実施、事業所と協働した緑化を継続する必要がある。

市民アンケート及びタウンミーティングの結果を踏まえ、自然環境を保全するための施策や取組を推進することが求められる。

⑤環境教育

【現状】

「エコスクールきみつ認定制度」による小中学生への環境教育の推進をはじめ、市民への環境学習の機会の提供や環境に関する情報発信に取り組んでいる。令和4（2022）年度は、県内初となる「名水サミットinきみつ」を開催し、久留里地区の地下水や伝統技術「上総掘り」に関する講演等を行ったほか、「君津市脱炭素シンポジウム」において地球温暖化と異常気象にまつわる講演等を行った。

市民アンケートでは、環境に関係した活動について「積極的に参加・協力したい」、「機会やきっかけがあれば参加・協力したい」、「時間があれば参加・協力したい」と回答した人は6割を超えている。また、事業者アンケートでは、「今後、環境に関する取組を行うにあたって行政に期待する施策」について、「環境に関する技術情報等の提供」や「事業者向け研修会等の開催」との回答が多くなっている。

■エコスクールきみつの取組の様子
（左：学校内の畑での植物栽培、右：地域での美化活動）



【課題】

アンケートでは、多くの市民から環境に関する活動に対して前向きな回答があったことから、市民が興味・関心のある活動を開催し、参加者の増加や、市民の環境意識の向上を図っていく必要があるほか、各種環境認定制度、講座やイベント等を通じて、市民・事業者に対する情報提供及び環境教育を一層推進していく必要がある。

また、アンケートのみならず、タウンミーティングにおいても、将来に引き継ぎたいものとして「地下水・湧水・河川」が多く挙げられており、市民（子どもたち）が水と触れ合いながら環境への意識・知見を深めていくような取組が求められる。

第3次君津市環境基本計画 素案概要版（3ページ）

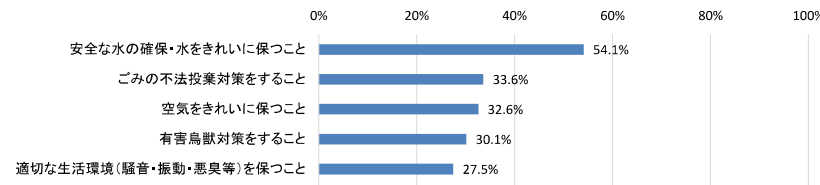
第2章 環境の現状と課題（6）

（3）市民・事業者の意識

①市民・事業者アンケート（主な結果）

・環境に関する事の中で市が優先して行うべきこと（市民）
⇒「安全な水の確保・水をきれいに保つこと」が最も多く、「ごみの不法投棄対策をすること」、「空気をきれいに保つこと」がそれに続く。

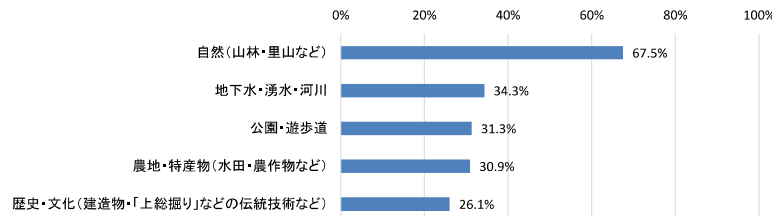
■環境に関する事の中で市が優先して行うべきこと（市民（488人））



・市の環境で自慢に思うこと、大切にしたいところ、子どもたちに残したいもの（市民）

⇒「自然（山林・里山など）」が最も多く、「地下水・湧水・河川」、「公園・遊歩道」がそれに続く。

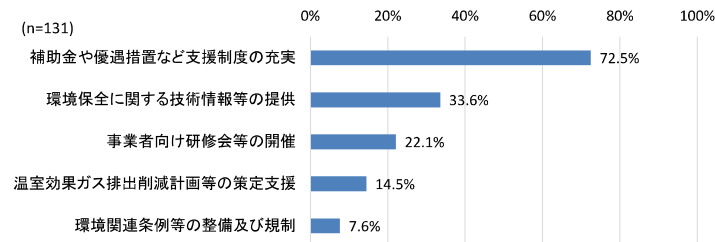
■市の環境で自慢に思うこと、大切にしたいところ、子どもたちに残したいもの（市民（495人））



・今後、環境に関する取組を行うにあたって行政に期待する施策（事業者）

⇒「補助金や優遇措置などの支援制度の充実」が最も多く、「環境に関する技術情報等の提供」、「事業者向け研修会等の開催」がそれに続く。

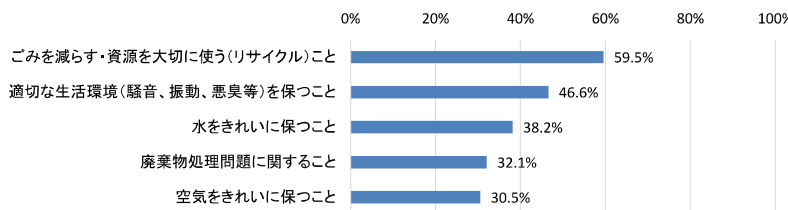
■今後、環境に関する取組を行うにあたって行政に期待する施策（事業者（131事業所））



・環境に関する事の中で、事業所として関心を持っているもの（事業者）

⇒「ごみを減らす・資源を大切に使う（リサイクル）こと」が最も多く、「適切な生活環境（騒音、振動、悪臭等）を保つこと」、「水をきれいに保つこと」がそれに続く。

■環境に関する事の中で、事業所として関心を持っているもの（事業者（131事業所））



②タウンミーティング

市内5地区（君津地区・小糸地区・清和地区・小櫃地区・上総地区）の自治会長に、環境に関するワークシートを記入してもらい、各地区の環境の現状や課題を把握し、意見交換を行うタウンミーティングを実施した。

各地区で挙げられた主な意見は以下のとおりであった。

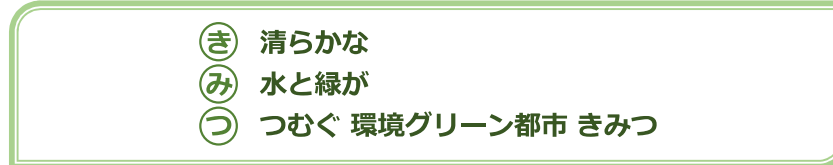
第2章 環境の現状と課題（7）

地区	① 将来に引き継ぎたいもの	② ①を引き継ぐため地域住民に取り組んでほしいこと	③ ①を引き継ぐため市に期待する取組・支援
君津地区	・ごみの分別・適正な排出 ・清掃・美化活動 ・農地・山林・樹木	・ごみの分別・適正な排出の徹底 ・清掃・美化活動	・環境に関する活動や取組への補助・助成・支援 ・緑（草木）の適正な管理 ・周知活動の強化
小糸地区	・地下水・湧水 ・農地・里山	・緑（草等）の適正な管理 ・ごみの分別回収	・緑（草木）の適正な管理 ・不法投棄対策 ・有害鳥獣対策
清和地区	・農地・里山 ・景観	・美化活動 ・後継者育成	・環境整備や有害鳥獣対策への補助・助成
小櫃地区	・農地・山林	・緑（草等）の適正な管理 ・美化活動	・緑（草木）の適正な管理
上総地区	・地下水・湧水 ・河川 ・農地	・清掃活動、美化活動	・清掃活動 ・水質検査 ・耕作放棄地の管理

第3章 めざす環境像と計画の基本方針

1. めざす環境像

現行計画、君津市総合計画、君津市環境保全条例、環境グリーン都市宣言、市民・事業者アンケート結果、タウンミーティングでの意見、持続可能な開発目標（SDGs）等を踏まえ、次のとおり「めざす環境像」を定める。



2. 計画の基本方針

めざす環境像を実現するため、次の5つの基本方針を定める。

基本方針 1	地球環境（脱炭素社会）：カーボンニュートラルのまちをつくります ＜対象＞ 地球温暖化対策、気候変動適応、省エネルギー、再生可能エネルギーなど
基本方針 2	生活環境：快適に住めるまちをつくります ＜対象＞ 大気質、水質、騒音、振動、悪臭、残土埋立て、不法投棄対策、空き地・空き家対策、有害鳥獣対策など
基本方針 3	循環型社会：資源循環型のきれいなまちをつくります ＜対象＞ ごみの減量、再資源化、適正処理など
基本方針 4	自然環境：さまざまな生き物と自然があふれるまちをつくります ＜対象＞ 緑、山林、農地、生物多様性、自然保護など
基本方針 5	環境教育・協働連携：誰もが環境意識を持って暮らすまちをつくります ＜対象＞ 学校教育、社会教育、各種情報発信など

第4章 施策の展開（1）

1. 具体的な取組項目・進行管理指標

基本方針 1	地球環境（脱炭素社会）	カーボンニュートラルのまちをつくります
温室効果ガス排出量の削減に向けた取組等を通じて、カーボンニュートラルを達成しつつ、環境と経済が調和した「環境グリーン都市」の実現を目指す。また、気候変動への適応を進め、住み続けられるまちを目指す。		



進行管理指標	基準値・現状値	目標値
君津市から排出される温室効果ガス排出量*	基準値：21,879.3千t-CO ₂ （平成25年度） 現状値：18,431.7千t-CO ₂ （平成30年度）	基準年度（平成25年度）比で令和12年度までに46%以上削減（※鉄鋼関連企業は30%削減） 令和32年度までにカーボンニュートラルを達成
市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量*	基準値：11,328t-CO ₂ （平成25年度） 現状値：5,714t-CO ₂ （令和3年度）	基準年度（平成25年度）比で令和12年度までに70%以上削減
再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）等の補助件数（累積）*	890件（令和4年度）	1,300件（令和12年度）
公共施設への太陽光発電設備設置割合*	32%（令和4年度）	50%（令和12年度）

* 君津市地球温暖化対策実行計画と符合する指標である。令和13年度から令和15年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとする。

施策 1-1 地球温暖化の緩和策の推進

（1）省エネルギーの推進

- ・市民・事業者への省エネルギー行動の普及を図る。
- ・家庭や公共施設の省エネルギー化、君津市環境マネジメントシステムによる継続的な環境負荷の低減等を行う。
- ・ファシリティマネジメント施策との連携により、公共施設の省エネルギー建築を推進する。

（2）再生可能エネルギー利用の推進

- ・家庭・事業所における再生可能エネルギー設備等の導入を促進する。
- ・公共施設・遊休地における再生可能エネルギー設備等の導入を推進する。
- ・低炭素電力の利用推進に努める。

（3）交通の脱炭素化の推進

- ・家庭・事業者への電動車の導入を促進する。
- ・公用車における電動車の導入を推進する。

（4）デジタル技術の活用の推進

- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。

施策 1-2 気候変動影響への適応策の推進

（1）気候変動影響の把握

- ・気候変動影響の監視等による把握を行う。
- ・気候変動影響に関する情報収集を行う。

（2）適応策の普及啓発

- ・気候変動影響に関する普及啓発を行う。

（3）自然災害への対策の強化

- ・防災に関する普及啓発を行う。
- ・平時及び災害時の体制を整備する。
- ・災害に強いインフラやライフラインを整備する。

第3次君津市環境基本計画 素案概要版（4ページ）

第4章 施策の展開（2）

基本方針2	生活環境	快適に住めるまちをつくります
各種公害の防止に向けた取組、環境美化、有害鳥獣対策等を通じて、安全・安心な生活環境を維持し、住みやすいまちを目指す。		

関連するSDGs								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

進行管理指標	現状値	目標値
小糸川と小櫃川のBODの環境基準適合率 *	100%（令和4年度）	100%（令和15年度）
不法投棄通報件数	89件（令和4年度）	70件（令和15年度）
管理不全な空家等の戸数 **	95戸（令和4年度）	76戸（令和12年度）
有害鳥獣通報件数	234件（令和5年度推計）	175件（令和15年度）

* 君津市総合計画を踏襲した指標である。
 ** 君津市空家等対策計画と符合する指標である。令和13年度から令和15年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとする。

施策2-1 公害の発生防止

- （1）大気汚染の防止**
 - 大気環境の常時監視を継続する。
 - 山砂輸送に伴う粉じん等について調査する。
- （2）水質汚濁・地下水汚染の防止**
 - 河川・湖沼・海域の水質について調査する。
 - 合併処理浄化槽の普及に努め、浄化槽の適正管理に関する啓発を行う。
 - 地下水汚染の浄化状況の監視を行う。
- （3）騒音・振動・悪臭・地盤沈下の防止**
 - 工場騒音や航空機騒音等を調査する。
 - 山砂輸送に伴う沿道の騒音・振動・交通量を調査する。
 - 悪臭の発生源に対する指導を行う。
 - 揚水施設の設置規制を行う。
- （4）各種事業場の監視**
 - 臨海部の環境保全協定締結工場に対して、ばい煙や排水の監視を行う。
 - 山砂採取場に対して、緑化状況や排水の管理の監視を行う。
 - 残土事業場・産業廃棄物最終処分場等の監視を行う。

施策2-2 まち並みの保全

- （1）不法投棄の防止**
 - 不法投棄監視活動を実施する。
 - 不法投棄マップを作成・公表し、不法投棄禁止看板を交付する。
- （2）環境美化の推進**
 - 散乱ごみ一掃クリーン作戦を実施する。
 - 環境美化推進ボランティアの取組を推進する。
 - 空き地の適正管理を促進する。
 - 空き家の発生予防と適切な管理を促進する。
- （3）有害鳥獣対策の推進**
 - 有害鳥獣の捕獲等を行う。
 - 有害鳥獣の侵入防止柵の設置等を促進する。

基本方針3	循環型社会	資源循環型のきれいなまちをつくります
家庭や事業所等から排出されるごみについて、減量や再資源化、適正な処理の推進に向けた取組を進め、資源を大切にすまちなちを目指す。		

第4章 施策の展開（3）

関連するSDGs						
----------	--	--	--	--	--	--

進行管理指標	現状値	目標値
市民1人1日あたりのごみ総排出量	909g/人・日（令和4年度）	850g/人・日（令和15年度）
リサイクル率	23.3%（令和4年度）	30.0%（令和15年度）

施策3-1 廃棄物の発生抑制、資源循環の促進

- （1）ごみの発生抑制**
 - ごみの減量化を推進する。
 - ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの配布の削減を促進する。
 - 食品ロスに関する情報提供を行う。
- （2）再資源化の推進**
 - 資源ごみの分別収集を行う。
 - 集団回収を推進する。
 - 中間処理施設での再資源化を行う。

施策3-2 廃棄物の適正処理

- （1）ごみ排出ルールの適正化**
 - ごみの適正排出を促進する。
- （2）廃棄物の処理体制整備**
 - ごみの収集頻度等の見直しや処理施設の整備を行う。
- （3）災害廃棄物の適正処理**
 - 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行う。

基本方針4	自然環境	さまざまな生き物と自然があふれるまちをつくります
市内の森林や農地の保全、生物多様性の保全に向けた取組を推進し、豊かな自然と共生するまちを目指す。		

関連するSDGs					
----------	--	--	--	--	--

進行管理指標	現状値	目標値
農地の貸借面積（※耕作放棄地の発生防止に資する）*	308.6 ha（令和4年度）	340ha（令和14年度）
森林施業面積（累計）**	66ha（令和4年度）	138ha（令和12年度）

* 君津市農業振興計画と符合する指標である。令和15年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとする。
 ** 君津市地球温暖化対策実行計画と符合する指標である。令和13年度から令和15年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとする。

施策4-1 緑の保全

- （1）緑地の保全・緑化の推進**
 - 保存樹木等の指定と維持管理を支援する。
 - 事業者との緑化協定の締結を推進する。
 - 事業者との自然環境保全協定の締結を推進する。
- （2）農地の保全と環境負荷の低い農業の促進**
 - 農業活動への支援を行う。
 - 農地の集積・集約化と、耕作放棄地の発生防止を図る。
 - 耕畜連携や、環境に配慮した取組を促進する。
 - GAP（Good Agricultural Practices:農業生産工程管理）などの環境に配慮した取組の情報発信や支援を行う。

第4章 施策の展開（4）

- （3）地産地消の促進**
 - 君津市産農産物に関する情報発信と販売促進を行う。
 - 学校給食への君津市産農産物の活用を推進する。

施策4-2 生物多様性の保全

- （1）生物多様性に関する情報提供**
 - 動植物の生息・生育環境などの情報を提供する。
 - イベントの周知等を通じて市民意識の向上を図る。
 - 自然共生サイト認定制度に関する情報を提供する。

基本方針5	環境教育・協働連携	誰もが環境意識を持って暮らすまちをつくります
市の環境資源を活用した環境教育・学習の推進、多様な主体が連携した取組の推進等により、みんなが常に環境にやさしい行動をとるまちを目指す。		

関連するSDGs			
----------	--	--	--

進行管理指標	現状値	目標値
環境学習に関する講座・行事の実施回数	累計212回（平成27年度～令和4年度の8年間）	累計300回（令和6年度～15年度の10年間）

施策5-1 市民・事業者の環境意識の向上

- （1）環境教育・学習の推進**
 - 君津の自然を活用した環境学習の機会を提供する。
 - 「エコスクールきみつ」による小中学生の環境教育の推進を図る。
 - 環境教育用図書による知識の啓発を行う。
 - シンポジウムの開催等を通じて市民に環境学習の機会を提供する。
- （2）環境に関する情報発信**
 - 環境白書の発行を行う。
 - 広報誌やホームページ等で情報を発信する。

施策5-2 多様な主体による協働・連携の推進

- （1）主体間連携・自治体間連携の推進**
 - 市民や事業者を対象とするセミナーの実施等を推進する。
 - 国・県・周辺自治体との情報交換を行う。
 - 地域資源を活かした他自治体連携事業を検討する。

※第4章では、市の取組のほか、市民・事業者が取り組む事項を掲載予定。

第5章 計画の推進体制と進行管理の方法

- 1. 推進体制**

庁内の推進組織である環境基本計画推進委員会を中心に関係各課が連携をとり、全庁的に計画を推進する。また、市民、事業者、学識経験者、市議会議員で構成される君津市環境審議会において、計画の進捗状況等の報告や改定の諮問を行う。

- 2. 進行管理**

取組や目標に対する計画全体の進捗状況は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行う。また、計画の進捗状況の点検・評価については、実績報告書によって公表するとともに、点検・評価に基づいて計画の見直しを行う。

資料編

資料編には、市民アンケート、事業者アンケート、地区別タウンミーティングの結果の概要を掲載予定。